

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程（令和7年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（給料月額の特例）</p> <p><b>第1条</b> 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第1行政職給料表又は別表第6福祉職給料表の適用を受ける職員（新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号。以下「<u>管理職手当規程</u>」<u>という。</u>）第2条に規定する職にある職員に限る。）及び一般職員給与条例別表第4医療職給料表（二）又は（三）の適用を受ける職員に係る令和7年4月1日から令和7年11月30日までの間の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号）第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟県条例第3号）第2条の規定による改正後の一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定に基づき定められた額とする。</p> <p><b>第2条</b> <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">（管理職手当の額の特例）</p>	<p style="text-align: center;">（給料月額の特例）</p> <p><b>第1条</b> 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第1行政職給料表又は別表第6福祉職給料表の適用を受ける職員（新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）第2条に規定する職にある職員に限る。）及び一般職員給与条例別表第4医療職給料表（二）又は（三）の適用を受ける職員（<u>次条においてこれらを「特例職員」という。</u>）に係る令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号。<u>次条において「病院局給与規程」という。</u>）第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟県条例第3号）第2条の規定による改正後の一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定に基づき定められた額とする。</p> <p style="text-align: center;">（期末手当の額の特例）</p> <p><b>第2条</b> <u>特例職員、新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号。以下「医師給与規程」という。）の適用を受ける職員及び新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号。以下「技能労務職員給与規程」という。）の適用を受ける職員に係る令和7年12月に支給される期末手当の額は、病院局給与規程第2条第1項、医師給与規程第2条又は技能労務職員給与規程第7条の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第2項又は第3項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年新潟県条例第46号）第3条の規定による改正後の一般職員給与条例第25条第2項又は第3項の規定に基づき定められた額とする。</u></p>

**第3条** 管理職手当規程第2条の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職にある職員及び同条に規定する職にある職員のうち局本庁の課長に係る令和8年3月1日から令和8年3月31日までの間の管理職手当の額は、管理職手当規程第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められた額とする。

(1) 区分1種、2種又は3種の職にある職員 100分の10

(2) 局本庁の課長の職にある職員 100分の5

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第3条の改正は、令和8年3月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程に基づいて支給された給与は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号）第2条第1項、新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）第2条又は新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）第7条の規定によりその例によることとされる改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の規定による給与の内払とみなす。